



秘密保持契約書

山武市（以下「甲」という。）と国立大学法人筑波大学（以下「乙」という。）とは、令和3年3月30日に締結した山武市及び国立大学法人筑波大学の医療介護分野におけるデータ分析に関する覚書（以下「データ分析覚書」という。）第4条に規定する秘密保持について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（秘密情報）


第1条 甲及び乙は、秘密保持の対象とする情報（以下「秘密情報」という。）を相手方に開示又は提供するときは、あらかじめ甲乙間で別段の定めをした場合を除き、その秘密情報については、秘密である旨を明示するものとする。

2 甲及び乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、秘密情報として取り扱わなければならない。

3 甲及び乙は、個人情報を匿名化した情報（特定の個人を識別できる記述等の全部または一部を削除（置換含む）したもの）については、対応表（匿名化された情報から、必要な場合に研究対象者（提供者）を識別することができるよう、当該研究対象者をと匿名化の際に置き換えられた記述等を照合することができるようにする表その他これに類するものをいう。）の作成の有無にかかわらず、秘密情報として取り扱わなければならない。

（秘密保持）

第2条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示又は提供された秘密情報について、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならないが、第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 相手方から開示又は提供される以前に既に自ら所有していたことを書面により証明できるもの
 - (2) 相手方から開示又は提供される以前に既に公知となっていたもの
 - (3) 相手方から開示又は提供された後に自らの責に帰することのできない事由により公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに正当に取得したもの
 - (5) 法律、政令、省令等に基づいて、裁判所、関係監督官庁等から開示の要請又は指示を受けたもの
- 

2 甲及び乙は、本契約に基づきなされる相手方からの秘密情報の開示又は提供が、相手方からのいかなる法的権限、権益の設定、移転又は譲渡をするものではなく、また、将来における当該設定、移転又は譲渡を約するものではないことに合意する。

(目的外使用の禁止)

第3条 甲及び乙は本契約によって相手方から開示又は提供される秘密情報をデータ分析覚書第2条に規定する連携及び協力の目的にのみ使用するものとし、相手方の事前の書面による承認を得た場合を除き、他の目的に使用してはならない。この契約期間が終了した後においても同様とする。

(秘密情報の複写の禁止)

第4条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示又は提供される秘密情報については、相手方の事前の書面による承認を得た場合を除き、複写、写真撮影、その他あらゆる態様での複製を行わないものとする。

(事故の報告義務)

第5条 甲及び乙は、相手方から預託を受けた秘密情報について漏えい、滅失、毀損、その他本契約に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(秘密情報の取り扱い)

第6条 甲及び乙は、相手方から預託を受けた秘密情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、秘密情報の取り扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して監査もしくは検査をし、又は報告を求めることができる。

(記録媒体等の返却又は廃棄)

第7条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示又は提供された秘密情報及びその複製(複写、写真撮影、その他の複製物を含む。)を別段の定めをした場合を除き、本契約終了後速やかに相手方と協議の上返還し、又は処分するものとする。

(有交
第8条
同様
2 前

(協請
第9条
は、

本契
令和

甲 千
山
止

(有効期間)

第8条 本契約は、別段の定めがある場合を除き、データ分析覚書第5条に定める有効期間と同様にする。

2 前項の規定にかかわらず、前2条の規定は有効期間終了後も効力を有する。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の定めにて疑義が生じた場合については、双方誠意を持って協議解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保管する。

令和3年3月0日

甲 千葉県山武市殿台296番地

山武市

山武市長 松下 浩明



乙 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1

国立大学法人筑波大学

学長 永田 恭介



三方か
こおけ

覚書
こよる
こおい

よ、相
兼での

その他
なれば

その他
ている
ること

の複製
約終了

